

千葉科学大学学則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目 的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の本旨に則り、学術の中心として理論及び応用を究めるとともに、幅広い知識と技能を研究・教授し、人類の平和的・文化的社会の発展に寄与しうる有為な人材を育成することを目的とする。

(大学の目標)

第1条の2 本学は、健康で安全・安心な社会の構築に寄与できる人材の養成をすることを教育目標とし、それらの探究を研究の目標とし、地域と共生する大学づくり、平和で文化的な地域づくりへ参画することを社会貢献の目標と定める。

(学部の研究上の目的)

第1条の3 学部の人材育成に関する目的を次のとおりとする。

- (1) 薬学部は、安全かつ安心な生活を送ることができるように、社会や医療の要請に薬学の知識を通して対応できる危機管理の素養を身に付けた薬の専門家の育成を目的とする。
- (2) 危機管理学部は、危機管理の素養を身に付け、安全で安心な社会を構築する知識と技能を修得し、健康で平和な社会を実現できる基礎的能力を持った人材の育成を目的とする。
- (3) 看護学部は安全・安心な健康生活の確保に向けて、豊かな人間性と高い倫理観、高い専門性と自律性を有し、看護の立場から見た危機管理の素養を身に付け、看護を創造し、看護実践の改革に寄与できる基礎的能力を持った人材の育成を目的とする。

(学科の教育目標)

第1条の4 学科の人材育成に関する目的を次のとおりとする。

- (1) 薬学部薬学科では次に掲げる各号を教育目標とする。
 - ① 人の健康の維持・増進に貢献しようとする使命感と責任感、倫理観の育成
 - ② 地域の医療・福祉・公衆衛生に深い関心を寄せ、改善のために多職種連携が必要であることを理解し、これらの向上への取り組みに参画できる能力の育成
 - ③ 医薬品や他の化学物質の生命や環境への関わりを専門的な観点で把握し、適切な科学的判断ができるよう、薬学的知識と技能を修得し、これらを薬物治療・公衆衛生の向上に向けて活用できる能力の育成
 - ④ 薬学的視点から、医療・福祉・公衆衛生における現状および将来生じると思われる問題・課題を見出し、その解決に向け、科学的思考に基づき改善策を立案できる能力の育成
 - ⑤ 薬学の知識を通して対応できる危機管理の素養を身に付けた薬の専門家の育成
- (2) 危機管理学部危機管理学科では次に掲げる各号を教育目標とする。
 - ① 安全で安心な平和社会を創り出すことに貢献し、リスク・危機管理の基盤となる人文科学・社会科学の基礎的な知識の修得及び応用力を有し、リスクや危機に迅速かつ的確に対応できる基礎的能力の育成

- ② 客観的なデータに基づき、さまざまな場面において PDCA (plan-do-check-act) などの手法を用いて危機管理のシステムを開発できる実践的技能の育成
 - ③ リスク・危機管理に携わる者として必要なコミュニケーション能力の育成
 - ④ 安全・安心な社会の構築に寄与する使命感や倫理観を有し、社会に貢献できる能力の育成
 - ⑤ 問題に対し論理的・実践的な解決策を考案する能力の育成
 - ⑥ リスク・危機管理の実践を通じ、国際社会においても活躍・貢献できる基礎的能力の育成
- (3) 危機管理学部保健医療学科では次に掲げる各号を教育目標とする。
- ① 安全で安心な平和社会を創り出すことに貢献し、保健医療分野（臨床検査学・臨床工学・救急救命学）に関する専門的知識及び技能を有し、医療技術分野におけるリスクや危機に迅速かつ的確に対応できる基礎的能力の育成
 - ② 医療安全対策や、災害医療の場において貢献できる基礎的能力の育成
 - ③ チーム医療に携わる者として医療全般にわたり広い視野と見識を持ち、他の医療従事者とコミュニケーションをとりながら協力し、医療に貢献できる能力の育成
 - ④ 進歩する医療技術に対し生涯を通じ最新の知識・技術を修得しようとする能力の育成
 - ⑤ 問題に対し論理的・実践的な解決策を考案する能力の育成
 - ⑥ リスク・危機管理の実践を通じ、国際社会においても活躍・貢献できる基礎的能力の育成
- (4) 危機管理学部航空技術危機管理学科では次に掲げる各号を教育目標とする。
- ① 安全で安心な平和社会を創り出すことに貢献し、航空機の運航又は防災技術に関する専門的知識及び技能を有し、リスクや危機に迅速かつ的確に対応できる基礎的能力の育成
 - ② 航空機運航に必要な専門的知識及び技能を有し、航空機の安全な運航に寄与できる基礎的能力の育成
 - ③ 機械や機器の動作原理や機構を知り、安全な機械や機器を設計、制御及び操作する技術者の基礎的能力の育成
 - ④ 機械・機器の運用に携わる者として必要なコミュニケーション能力の育成
 - ⑤ 問題に対し論理的・実践的な解決策を考案する能力の育成
 - ⑥ リスク・危機管理の実践を通じ、国際社会においても活躍・貢献できる基礎的能力の育成
- (5) 危機管理学部動物危機管理学科では次に掲げる各号を教育目標とする。
- ① 安全で安心な平和社会を創り出すことに貢献し、多様な動物とヒトの接点に存在するリスク・危機に対する評価・管理等を含む動物危機管理に関する専門的知識及び技能を有し、生命倫理と動物福祉に基づきヒトと動物が共存・共生できる社会の構築に寄与できる基礎的能力の育成
 - ② 動物生命科学、動物看護学、野生動物管理学、動物資源・畜産学、水生動物学、又はアニマルビジネスの各分野における多様な動物を対象とした動物危機管理に関する専門知識に基づくヒトと動物の共存・共生を実現させる実践能力の育成
 - ③ 多様な動物を対象とした動物危機管理に関する専門分野に携わる者として

必要なコミュニケーション能力の育成

④ 問題に対し論理的・実践的な解決策を考案する能力の育成

⑤ リスク・危機管理の実践を通じ、国際社会においても活躍・貢献できる基礎的能力の育成

(6) 看護学部看護学科では次に掲げる各号を教育目標とする。

① ヒューマンケアの理念に基づき生命の尊厳を重視した、豊かな人間性のある看護実践能力の育成

② 安全・安心な健康生活を追求するにあたり、看護の立場からみた危機管理の素養を培ったジェネラリストとしての看護実践能力の育成

③ 地域住民の健康と生活に深い関心を寄せ、高い倫理観を持ち地域の保健医療福祉に貢献できる能力の育成

④ 保健医療福祉チームのメンバーとして協働できる能力の育成

⑤ 高い専門性と自律性を有し、常に探究心を持ち、看護の特性を追求していく能力の育成

(方針の策定及び明示)

第1条の5 本学は、学部の教育研究上の目的並びに学科の教育目標を達成するため、入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針及び学位授与の方針を定め、これを明示する。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表する。

2 前項の点検及び評価の結果について、学外者による検証を行うよう努める。

3 本学は、教育研究活動等の状況、自己点検・評価、第3者評価等の結果について、刊行物、広報物等において、積極的に情報を提供するものとする。

4 本条第1項及び第2項に関する事項は別に定める。

(ファカルティ・ディベロップメント)

第2条の2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(スタッフ・ディベロップメント)

第2条の3 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修及びその他必要な取組を行うものとする。

第2節 組織

(学部)

第3条 本学に、次の学部を置く。

薬学部 危機管理学部 看護学部

2 前項の各学部に置く学科及びその収容定員は、次の通りとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
薬 学 部	薬 学 科	100 名		600 名
危 機 管 理 学 部	危 機 管 理 学 科	120 名		480 名
	保 健 医 療 学 科	80 名		320 名
	航空技術危機管理学科	40 名		160 名

動物危機管理学科	60名	240名
看護学部看護学科	90名	360名
(図書館)		

第4条 本学に図書館を置く。

2 前項の施設に関する規程は別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第5条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、及びその他必要な教職員を置く。

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

第4節 大学協議会及び教授会

(教授会に相当する組織)

第7条 学校教育法（昭和22年彫付第26号）第93条第1項の規定に基づき、本学に教授会に相当する組織を置く。

2 前項については、学長が別に定める。

(大学協議会)

第8条 本学に大学協議会を置く。

2 大学協議会は、本学の教学に関する全学的事項を審議し、最終的な意見として学長に答申する機関とする。

3 大学協議会に関する規程は、別に定める。

(学部教授会)

第9条 本学の各学部には学部教授会を置く。

2 各学部教授会は、本学専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

3 各学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

4 各学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第10条 学部教授会に関する規程は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 春入学者の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 秋入学者の学年は、9月16日に始まり、翌年9月15日に終わる。

(学期)

第12条 学年を、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月15日まで
秋学期 9月16日から翌年3月31日まで

第13条 休業日は、次の通りとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立者の日 4月30日
- (4) 創立記念日 5月4日
- (5) 春期休業
- (6) 夏期休業
- (7) 冬期休業
- (8) 学年末休業

2 前項の第5号から第8号までの休業日については、学長が年度ごとに定める。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

（修業年限）

第14条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、薬学部薬学科の修業年限は、6年とする。

2 大学の学生以外の者で、本学において一定の単位を修得した者が、本学に入学した場合、修得した単位数その他の事項を勘案して相当期間（2年以内）を修業年限に通算することができる。

（在学年限）

第15条 前条の年限は、疾病その他の事由により延長することはできるが、在学期間は、8年を超えることはできない。ただし、薬学部薬学科は12年とする。

第2節 入 学

（入学の時期）

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

（入学の資格）

第17条 本学に入学することの出来る者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育機関の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第18条 本学に入学を志望する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて、本学に願出しなければならない。

2 入学願書の受付期間は、別に定める。

3 第2項の規定は、第22条、第25条及び第26条の規定により、入学を志望する場合にも、これを準用する。

(入学者の選考)

第19条 入学志望者については、入学者受入れの方針に基づき、学力及び人物について選考する。

2 選考方法に関して必要な事項は別に定める。

第20条 入学試験合格者は、当該学部教授会の審議を経て、学長が決定する。

(入学手続き)

第21条 入学試験合格者は、指定の期日までに、必要とする書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料及びその他の納付金を納入し、かつ所定の宣誓をしなければならない。

2 入学試験合格者が、故なくして前項の手続きを怠るときは、合格の許可を取り消すことがある。

3 第1項の手続きを完了した者に対して、学長は、入学許可を与える。

4 編入学、転入学及び再入学の場合も同様とする。

(編入学)

第22条 本学の2年次以降の学生定員に欠員のある場合は、別に定める資格を有する者を選考の上、当該学部教授会の審議を経て、学長が編入学を許可することがある。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

2 前項による入学者の、すでに修得した単位及び在学した期間の認定は、当該学部教授会の審査による。

3 編入学に関する規程は、別に定める。

(転学部・転学科)

第23条 学生が、所属学部から他へ転部しようとするとき、学生定員に欠員のある場合は、当該学部教授会の審議を経て学長が許可することがある。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

2 学生が、所属学部内において他学科への転科をしようとするとき、学生定員に欠員のある場合は、当該学部教授会の審議を経て学長が許可することがある。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

(転入学)

第24条 削除

第25条 他の大学から転入学を志願する者については、学生定員に欠員のある場合は、選考の上、当該学部教授会の審議を経て、学長が許可することがある。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

2 前項による入学者の、すでに修得した単位及び在学した期間の認定は、当該学部教授会の審査による。

(再入学)

第 26 条 所定の手続きを経て、入学を願い出たときは、前条の規定にかかわらず、学長は当該学部教授会の審議を経て、入学を許可することがある。

2 再入学に関する規程は、別に定める。

第 3 節 教育課程及び履修単位修得の認定

(授業科目)

第 27 条 授業科目を分けて、一般基礎科目、専攻科目とする。

第 27 条の 2 授業科目は、教育課程編成・実施の方針に基づき、相互の関連性及び学修内容の順次性をふまえ、体系的に整備するものとする。

(授業科目の単位数及び必修科目、選択科目、自由科目の別)

第 28 条 一般基礎科目の授業科目の単位数及び必修科目、選択科目、自由科目の別は、別表Ⅰの通りとする。

第 29 条 各学部の専攻科目の授業科目の単位数及び必修科目、選択科目、自由科目の別は、別表Ⅱ- (1) の通りとする。

2 削除

3 学芸員に関する専門科目の単位数及び必修科目、選択科目の別は、別表Ⅱ- (3) の通りとする。

(単位計算方法)

第 30 条 授業科目の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義、外国語及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 1 つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、(1)、(2) に規定する基準を考慮して、本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(4) 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第 30 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、大学設置基準（昭和 31 年文部省令 28 号）第 25 条第 2 項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより（文科省告示第 51 号）、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。

3 本学は、第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 本学は大学設置基準第 25 条第 4 項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところ

ろにより（文科省告示第 43 号）、第 1 項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 第 2 項に関する規程は、別に定める。

（成績評価基準等の明示等）

第 30 条の 3 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第 31 条 本学は、教育上有益と認められるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学（外国の大学を含む）との協議に基づき、本学当該学部教授会の審議を経て、学長は当該他大学の授業科目の履修許可を与えることができる。

2 前項の規定により、履修した授業科目について履修した単位は、60 単位を越えない範囲で、本学に於ける授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項に関する規程は、別に定める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第 31 条の 2 本学は、教育上有益と認められるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修のうち本学が適当と認めるものを、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により、与えることのできる単位数は、第 31 条第 2 項による単位数と合わせて、60 単位を越えないものとする。

3 前 2 項に関する規程は、別に定める。

（入学前の既修得単位数の認定）

第 32 条 本学が、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により、本学において修得したとみなし、又は与えることのできる単位数は編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 31 条の 2 第 2 項に規定する単位数と合わせて 60 単位を越えないものとする。

4 前 3 項に関する規程は、別に定める。

（授業科目の履修及び単位修得）

第 33 条 学生は、在学中所定の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

（単位修得の認定）

第 34 条 一つの授業科目を履修した者に対しては、認定の上、所定の単位を与える。

第 35 条 単位の認定は、試験その他によって行う。

2 前項の単位認定について必要な事項は、別に定める。

(学修の評価)

第 36 条 学修の評価は、S、A、B、C、D、Eとし、S、A、B、Cを合格、D、Eを不合格とし、合格した者にはその授業科目所定の単位を与える。

2 第 22 条第 2 項、第 23 条第 2 項、第 25 条第 2 項、第 26 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 31 条の 2 第 1 項及び第 32 条第 2 項の規定による学修の評価は別に定める。

第 4 節 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 37 条 学生は、疾病その他の事由により、引き続き 3 か月以上修学困難な場合は、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて、保証人連署をもって、学長に願い出て、許可を得て休学することができる。

2 疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる学生に対しては、学長は当該学部教授会の審議を経て、期間を定め、休学を命ずることがある。

第 38 条 休学の期間は、引き続き 1 年を越えることはできない。ただし、特別の事由があるときは、さらに 1 年以上の休学を許可することがある。

第 39 条 休学期間は、通算して 4 年を越えることはできない。ただし、薬学部薬学科は 6 年を超えることはできないとする。

第 40 条 休学期間は、在学期間に算入しない。

第 41 条 休学期間中に、その事由が消滅した場合は、復学願を提出して、学長の許可を得て、復学することができる。

(転学)

第 42 条 他の大学に転学を希望する者は、保証人連署をもって、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(留学)

第 43 条 本学が、教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議に基づき、学生が当該大学に留学することを認めることができる。

2 前項の留学した期間は、第 14 条に規定する修業年限に算入するものとする。

3 第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定は、学生が留学する場合について準用する。

(退学)

第 44 条 学生が、疾病その他の事由により退学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて、保証人連署をもって、学長に願い出て、許可を得なければならない。

(除籍)

第 45 条 学生が、次の各号の一に該当するときは、学長は当該学部教授会の審議を経て、除籍することができる。

(1) 第 15 条の在学期間修業して、なお卒業の認められない者

(2) 正当な理由がなく、授業料その他の諸納付金納入の義務を怠り、再三の督促を受けても、なお納入しない者

(3) 在留資格を失った者

(4) 死亡又は失踪した者

第 5 節 卒業及び学位

(卒業)

第 46 条 本学に 4 年以上、ただし、薬学部薬学科は 6 年以上在学し、進級及び卒業要件を満たし、かつ、次の各号に定める授業科目を履修し、単位を修得することによって、次の単位数を満たした者に対して、学長は当該学部教授会の審議を経て、卒業を認定し、学士の学位を授与する。

学 部	学 科	修得すべき単位数
薬 学 部	薬 学 科	186 単位以上
危機管理学部	危機管理学科	124 単位以上
	保健医療学科	124 単位以上
	航空技術危機管理学科	124 単位以上
	動物危機管理学科	124 単位以上
看護学部	看護学科	124 単位以上

(1) 一般基礎科目の授業科目については、次の通り修得するものとする。

学 部	学 科	修得すべき単位数
薬 学 部	薬 学 科	16 単位以上
危機管理学部	危機管理学科	16 単位以上
	保健医療学科	16 単位以上
	航空技術危機管理学科	16 単位以上
	動物危機管理学科	16 単位以上
看護学部	看護学科	16 単位以上

(2) 専攻科目の授業科目については、次の通り修得するものとする。ただし、専攻科目のうち自由科目は、卒業要件単位として認めない。

学 部	学 科	修得すべき単位数
薬 学 部	薬 学 科	170 単位以上
危機管理学部	危機管理学科	104 単位以上
	保健医療学科	104 単位以上
	航空技術危機管理学科	104 単位以上
	動物危機管理学科	104 単位以上
看護学部	看護学科	108 単位以上

第 46 条の 2 第 46 条第 1 項の進級及び卒業要件に関する規程は別に定める。

(学位)

第 47 条 学士の学位は、次の通りとする。

学 部	学 士 (薬学)
薬 学 部	学 士 (薬学)

危機管理学部 学士（危機管理）
看護学部 学士（看護学）

2 学位の授与に関し必要な事項については、千葉科学大学学位規程の定めるところによる。

第6節 賞罰

（表彰）

第48条 学生が、他の模範となる行為をしたときは、学長は、当該学部教授会の審議を経て、表彰することがある。

（懲戒）

第49条 学生が、本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、当該学部教授会の審議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、次の通りとする。

訓告

停学

退学

3 学生が、次の各号の一に該当するときは、学長は、懲戒により退学を命ずることができる。

（1） 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

（2） 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

（3） 正当な理由がなく、出席常でない者

（4） 学内の秩序を乱し、学生の本分に反した者

第50条 停学が引き続き3か月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

第7節 保健及び厚生施設

（保健及び厚生施設）

第51条 本学に保健施設並びに厚生に関する諸施設を設ける。

（健康診断）

第52条 教職員及び学生の健康管理のため、健康診断を行う。

第8節 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託生及び外国人留学生

（科目等履修生）

第53条 本学学生以外の者で、本学の特定の授業科目について、履修を願い出た者があるときは、授業に支障をきたさない限り、選考の上、学長は科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の検定料、入学金及び履修料は、別表Ⅲの通りとする。

第54条 科目等履修生に関する規程は別に定める。

（特別聴講学生）

第55条 他の大学又は短期大学との協議に基づき、当該他大学の学生で、本学授業科目を履修しようとする者があるときは、学長は特別聴講学生として許可することがある。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 56 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、各学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、学長は研究生として入学を許可することがある。

第 57 条 研究生に関する規程は、別に定める。

(委託生)

第 58 条 公共団体その他の機関から本学特定の授業科目について、修業を委託されたときは、授業に支障をきたさない限り、選考の上、学長は委託生として許可することがある。

第 59 条 委託生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第 60 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は外国人留学生として入学を許可することがある。

第 61 条 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第 9 節 特待生

(特待生)

第 62 条 学生として学力優秀、品行方正かつ身体強健なる者を、特待生とすることがある。

第 63 条 前条に関する規程は、別に定める。

第 10 節 入学検定料・入学金及び授業料その他

(納付金の額)

第 64 条 本学の入学検定料、入学金及び授業料等は、別表Ⅳのとおりとする。

(演習、実習費用)

第 65 条 演習及び実習などに要する費用は、特に必要があれば、別に徴収する。

(納付規程)

第 66 条 第 64 条及び第 65 条の諸納付金は、別に定める規程により納入しなければならない。

2 所定の期日までに納付金の納入を怠っている者は、それを納付するまで、授業及び試験に出席すること並びに図書館備え付けの図書を閲覧することを禁止することがある。

(休学中の納付金)

第 67 条 休学者の納付金の取り扱いは別に定める。

(転学、退学及び停学者の納付金)

第 68 条 転学、退学及び停学者は、その期の諸納付金は納入しなければならない。

(諸納付金の変更)

第 69 条 在学中、諸納付金（授業料を除く）に変更があるときは、新たに定められた金額を、その期から納入しなければならない。

第 70 条 既納の納付金は返還しない。

第 11 節 公開講座

(公開講座)

第 71 条 本学は、学生及び社会人、一般市民の教養を高め、文化向上に資するため、公開講座を設けることがある。

第 12 節 大学院

(大学院)

第 72 条 本学に大学院を置く。

2 前項に関する規程は別に定める。

第 13 節 留学生別科

(留学生別科)

第 73 条 本学に、留学生別科を置く。

2 前項に関する規程は、別に定める。

第 14 節 雑 則

(改廃)

第 74 条 本学学則の改廃は、大学協議会の審議を経て、理事会で決定する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。なお、第 29 条別表Ⅱ- (1) に定める防災システム学科の専攻科目のうち、「計測工学Ⅲ」の授業科目及び単位数、また、環境安全システム学科の専攻科目のうち、「臨床検査医学総論」「臨床生理学Ⅲ」「臨床病態学Ⅰ」「臨床病態学Ⅱ」「臨床病態学Ⅲ」「関係法規」「食品衛生学」「健康食品総論Ⅰ」「健康食品総論Ⅱ」の授業科目及び単位数、危機管理システム学科の専攻科目のうち、「薬理学」「生化学」「微生物学」の単位数については、平成 16 年度入学生から適用するものとする。

附 則

この改正学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 14 条、第 15 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 46 条、第 47 条については従前の規定による。なお、第 29 条別表Ⅱ- (1) に定める防災システム学科の専攻科目のうち「医用機械工学」「医用材料工学」「基礎医学実習」「電気・電子工学Ⅰ」「電気・電子工学Ⅱ」「電気・電子工学実験Ⅰ」「電気・電子工学実験Ⅱ」「医用工学概論」「医用機器学概論Ⅰ」「医用機器学概論Ⅱ」「医用治療機器学」「医用治療機器学実習」「医用生体計測装置学」「医用生体計測装置学実習」「生体機能代行装置学Ⅰ」「生体機能代行装置学実習Ⅰ」「生体機能代行装置学Ⅱ」「生体機能代行装置学実習Ⅱ」「生体機能代行装置学Ⅲ」「生体機能代行装置学実習Ⅲ」「医用機器安全管理学Ⅰ」「医用機器安全管理学Ⅱ」「医用機器安全管理学実習」「臨床病態学Ⅲ」「臨床病態学Ⅳ」「関係法規」「臨床実習Ⅰ」「臨床実習Ⅱ」「臨床実習Ⅲ」「臨床実習Ⅳ」の授業科目及び単位数、また、環境安全システム学科の専攻科目のうち「臨床化学実習Ⅰ」の単位数、危機管理システム学科の専攻科目のうち「シミュレーションⅣ」の授業科目及び単位数につい

ては平成 16 年度入学生より適用するものとする。

附 則

この改正学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

なお、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 29 条、第 46 条、第 47 条については従前の規定による。

ただし、第 30 条の 2 については平成 16 年度入学生より適用するものとする。

附 則

この改正学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

なお、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 29 条、第 46 条、第 47 条については従前の規定による。

ただし、第 29 条別表Ⅱ-（１）に定める薬学科の専攻科目のうち「医薬品開発」の授業科目、同じく薬科学科の専攻科目のうち「医薬品開発」の授業科目及び「卒業研究」の単位数については、平成 18 年度入学生より適用するものとする。また、薬学科の専攻科目のうち「統合・代替医療概論」の授業科目については、平成 19 年度入学生より適用するものとする。

附 則

この改正学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 29 条、第 46 条、第 47 条、第 67 条については従前の規定による。

また、薬学科、薬科学科、動物生命薬科学科の専攻科目のうち「報告文作成Ⅰ」「報告文作成Ⅱ」「生薬学Ⅰ」「生薬学Ⅱ」の授業科目、薬科学科の専攻科目のうち「基礎物理学」「物理学入門」の授業科目及び動物生命薬科学科の専攻科目のうち「動物機能形態学」「動物栄養学」「動物看護学」「トキシコロジーⅠ」「トキシコロジーⅡ」「動物看護学実習」「実験動物学実習」「人獣共通感染症学」「動物行動学」「動物繁殖学」の授業科目については、平成 20 年度入学生より適用するものとする。

薬学部薬科学科の平成 19 年度入学生の専攻科目の選択科目を次の通りとする。「実験動物学実習Ⅰ」と「実験動物学実習Ⅱ」を「実験動物学実習」１単位とする。「動物機能形態学実習」１単位を新設する。「実験動物学」２単位を新設する。「動物関連法規論」を「動物関連法規」１単位とする。「動物解剖機能形態学」を「動物機能形態学」２単位とする。「動物遺伝学」を「遺伝育種学」２単位とする。「動物疾病学特論」を「動物疾病学」２単位とする。「動物特性学」の２単位を１単位にする。「動物臨床検査学」の１単位を２単位にする。「動物看護学実習」の２単位を１単位にする。「環境整備学」を「医療器具管理論」１単位とする。「動物・人間関係学」の１単位を２単位にする。「動物臨床薬理学」の１単位を２単位にする。

なお、平成 21 年度より危機管理学部動物・環境システム学科、医療危機管理学科を設置し、危機管理学部防災システム学科、環境安全システム学科を募集停止する。

附 則

この改正学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 29 条、第 46 条、第 47 条、第 67 条については従前の規定による。

なお、平成 22 年度より薬学部生命薬科学科、危機管理学部航空・輸送安全学科を設置し、薬学部薬科学科、動物生命薬科学科を募集停止する。

附 則

この改正学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 28 条、第 29 条に定める別表Ⅰ及び別表Ⅱについては従前の規定によるが、平成 23 年 4 月 1 日より以下を適用する。

1. 生命薬科学科専攻科目のうち「動物繁殖学」「動物関連法規」は、平成 22 年度入学生から 1 単位を 2 単位とする。
2. 動物生命薬科学科の平成 21 年度入学生の「動物関連法規」は、1 単位を 2 単位とする。
3. 危機管理学部各学科に専攻科目として「就業力育成特論」2 単位を平成 21 年度入学生より開講する。
4. 動物・環境システム学科専攻科目のうち「動物栄養学」は、平成 21 年度入学生より 1 単位を 2 単位とする。
5. 動物・環境システム学科専攻科目として「地震と災害」2 単位、「気象と災害」2 単位は、平成 21 年度の入学生より開講する。
6. 動物・環境システム学科専攻科目のうち「動物関連法規」「動物繁殖学」は、平成 22 年度入学生より 1 単位を 2 単位とする。

附 則

1. この改正学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 29 条、第 46 条については従前の規定によるが、薬学科の専攻科目のうち「癌緩和療法」は平成 21 年度入学生より開講する。

2. 平成 24 年度より危機管理学部環境危機管理学科、動物危機管理学科の設置に伴い、危機管理学部動物・環境システム学科を募集停止する。

附 則

この改正学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 29 条、第 46 条については従前の規定による。

附 則

この改正学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 28 条及び第 29 条に定める別表Ⅰ及び別表Ⅱについては従前の規定によるが、別表Ⅰに定める一般基礎科目のうち薬学科の「企業情報特論」は、平成 23 年度入学生より選択科目とする。

附 則

第 28 条、第 29 条、別表Ⅰ及び別表Ⅱにおける自由科目に関する規定については、平成 20 年度入学生より適用する。

危機管理学部環境安全システム学科は、平成 25 年 4 月 30 日をもって廃止する。

この改正学則は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

危機管理学部防災システム学科は、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 28 条、第 29 条及び第 46 条に

については従前の規定による。

なお、第3条の薬学部薬学科の4年次編入学定員は、平成26年度から募集停止する。

附 則

この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。

薬学部動物生命薬科学科は、平成27年3月31日をもって廃止する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第29条及び第46条については従前の規定による。

附 則

この改正学則は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第29条及び第46条については従前の規定による。

附 則

この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。

危機管理学部動物・環境システム学科は、平成29年3月31日をもって廃止する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第29条及び第46条については従前の規定によるが、平成29年4月1日より以下を適用する。

1. 薬学部薬学科専攻科目のうち「薬物乱用防止啓発活動」については平成24年度入学生から適用する。
2. 薬学部薬学科専攻科目のうち「化学演習」「化学特別講義」「物理学演習」「物理学特別講義」「生物学演習」「生物学特別講義」「衛生薬学演習」「衛生薬学特別講義」「社会薬学演習」「社会薬学特別講義」「医療薬学演習Ⅰ」「医療薬学演習Ⅱ」「医療薬学特別講義Ⅰ」「医療薬学特別講義Ⅱ」の科目廃止及び「基礎・衛生・社会薬学演習」「医療薬学演習」「基礎・衛生・社会薬学特別講義」「医療薬学特別講義」の科目設定は平成27年度入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、平成30年4月1日から施行する。

薬学部薬科学科は、平成30年3月31日をもって廃止する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第29条及び第46条については従前の規定によるが、第29条別表Ⅱ-（1）に定める危機管理学部動物危機管理学科専攻科目のうち「動物内科看護学」「動物外科看護学」については平成28年度入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第1条の4、第3条、第28条、第29条、第46条及び第47条は従前の規定による。

また、平成31年度より薬学部生命薬科学科及び危機管理学部環境危機管理学科を募集停止する。

附 則（令和元年9月24日 第7回理事会）

この改正学則は令和2年4月1日から施行する。

2. この改正前に入学した学生は、第28条、第29条及び第46条については、従前の規定による。ただし、危機管理学部保健医療学科専攻科目のうち「臨床細胞学総論

Ⅰ」「臨床細胞学総論Ⅱ」「臨床細胞学総論Ⅲ」「臨床細胞学実習」「細胞診断学実習Ⅰ」「細胞診断学実習Ⅱ」「細胞診断学実習Ⅲ」「細胞診断学特別実習Ⅰ」「細胞診断学特別実習Ⅱ」については平成 30 年度入学生から適用する。

附 則（令和 2 年 2 月 25 日 第 13 回理事会）

この改正学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2. この改正前に入学した学生は、第 28 条、第 29 条及び第 46 条については、従前の規定による。

附 則（令和 2 年 5 月 26 日 第 2 回理事会）

この改正学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2. この改正前に入学した学生は、第 28 条、第 29 条、第 46 条及び第 64 条については、従前の規定による。

附 則（令和 3 年 2 月 26 日 第 12 回理事会）

この改正学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2. この改正前に入学した学生は、第 29 条、第 46 条及び第 64 条については、従前の規定による。

附 則（令和 3 年 7 月 27 日 第 5 回理事会）

附 則（令和 4 年 2 月 22 日 第 12 回理事会）

附 則（令和 4 年 3 月 29 日 第 13 回理事会）

この改正学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2. この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 29 条、第 46 条及び第 64 条については、従前の規定による。

3. 危機管理学部環境危機管理学科は、令和 4 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則（令和 4 年 7 月 26 日 第 5 回理事会）

附 則（令和 5 年 2 月 21 日 第 11 回理事会）

附 則（令和 5 年 3 月 24 日 第 13 回理事会）

この改正学則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2. この改正前に入学した学生は、第 1 条の 4、第 29 条、及び第 46 条については、従前の規定による。

3. 薬学部生命薬科学科は、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則（令和 6 年 2 月 27 日 第 11 回理事会）

この改正学則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2. この改正前に入学した学生は、第 1 条の 3、第 1 条の 4 及び第 29 条については、従前の規定による。

附 則（令和 7 年 2 月 25 日 第 14 回理事会）

この改正学則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2. この改正前に入学した学生は、第 29 条については、従前の規定による。

別表Ⅰ （一般基礎科目）

1. 全学共通の授業科目、単位数及び必修科目、選択科目、自由科目の別は、次の通りである。

授業科目	必修科目単位数	選択科目単位数	自由科目単位数
人間の心理	2	2	
文学と人生		2	
生活と文化		2	
人間と芸術		2	
福祉学		2	
生命倫理学		2	
銚子学		1	
世界から見た日本の文化		2	
日本の歴史		2	
外国の歴史		2	
政治の仕組		2	
社会の構造		2	
経済の仕組		2	
生活と法律		2	
日本国憲法		2	
世界と日本		2	
キャリアデザイン実践		2	
健康の科学		2	
スポーツ実技		1	
リスク危機管理論			
データサイエンス入門		2	
キャリアデザイン入門		1	
インターンシップ		2	
プロジェクト学習		1	
英語Ⅰ		1	
日本語Ⅰ		1	
日本語理解Ⅰ		1	
英語Ⅱ		1	
日本語Ⅱ		1	
日本語理解Ⅱ		1	
実用英会話Ⅰ		1	
英文講読Ⅰ		1	
中国語Ⅰ		1	
韓国語Ⅰ		1	
日本語Ⅲ		1	
日本語表現Ⅰ		1	
実用英会話Ⅱ		1	
英文講読Ⅱ		1	
中国語Ⅱ		1	
韓国語Ⅱ		1	
日本語Ⅳ		1	
日本語表現Ⅱ		1	

注1) 危機管理学部及び看護学部の学生は、銚子学を必修とする。

注2) 日本語を母国語とする学生は、英語Ⅰ、英語Ⅱを必修とする。

注3) 日本語を母国語としない学生は、日本語Ⅰ、日本語Ⅱ、日本語Ⅲ、日本語Ⅳ、日本語理解Ⅰ、日本語理解Ⅱ、日本語表現Ⅰ、日本語表現Ⅱを必修とする。

別表Ⅱ-（１） （専攻科目）

１．薬学部の授業科目、単位数及び必修科目、選択科目、自由科目の別は、次の通りである。

①薬学部 薬学科

授業科目	必修科目 単位数	選択科目単位数	自由科目単位数
化学入門		2	
基礎化学	2		
基礎生物学	2		
基礎薬学物理	2		
基礎数学	2		
薬学入門	2		
情報リテラシー	1		
科学実験体験		1	
救急・災害時チーム医療演習		1	
薬物乱用防止啓発活動			1
医療専門職連携導入	1		
有機化学Ⅰ	2		
有機化学Ⅱ	2		
生薬学Ⅰ	2		
生薬学Ⅱ		1	
薬品合成化学Ⅰ	2		
薬品合成化学Ⅱ		2	
構造と薬物	2		
薬品物理化学Ⅰ	2		
薬品物理化学Ⅱ	2		
薬品分析学Ⅰ	2		
薬品分析学Ⅱ	2		
基礎放射化学	1		
応用放射化学	1		
解剖生理学Ⅰ	2		
解剖生理学Ⅱ	2		
生化学Ⅰ	2		
生化学Ⅱ	2		
代謝異常学		1	
微生物学	2		
衛生薬学Ⅰ	2		
衛生薬学Ⅱ	2		
免疫学	2		
衛生薬学Ⅲ	2		
衛生薬学Ⅳ	2		
衛生薬学Ⅴ	1		
細胞生物学Ⅰ	2		
細胞生物学Ⅱ	2		
細胞培養学		1	
分子生物学・遺伝子工学		1	
早期体験学習・銚子学	1		
医療人の使命	1		
ヒューマニズム	1		
医療人のあり方	1		
セルフメディケーション学	2		
基礎薬理学	2		

製剤学Ⅰ	2		
製剤学Ⅱ	2		
薬の生体内運命Ⅰ	2		
薬の生体内運命Ⅱ	2		
薬の生体内運命Ⅲ	2		
臨床生化学	2		
臨床薬剤学Ⅰ	2		
臨床薬剤学Ⅱ	2		
臨床薬学	1		
グローバルコミュニケーション	1		
多職種連携とプロフェッショナリズム	1		
薬物治療学Ⅰ	2		
薬物治療学Ⅱ	2		
薬物治療学Ⅲ	2		
薬物治療学Ⅳ	2		
薬物治療学Ⅴ	2		
薬物治療学Ⅵ	2		
薬物治療学Ⅶ	2		
薬物治療学Ⅷ	1		
薬物治療学演習Ⅰ	1		
薬物治療学演習Ⅱ	1		
臨床生理・診断学	2		
薬剤師の責務	1		
薬剤師と法律	1		
地域医療学	1		
臨床医学各論	2		
情報リテラシーと医療	2		
医療マネジメント	2		
漢方医薬学総論	1		
救命救助法入門	1		
社会と医療経済	1		
創薬科学		2	
キャリアプランニング	1		
腫瘍薬学	2		
再生移植遺伝子医療・薬物療法学		2	
個別化医療学	2		
予防医学・セルフケア演習	1		
救急・災害薬学	1		
薬学基礎実習	1		
物理・化学系薬学実習	2		
生命薬学・衛生薬学実習	2		
医療薬学実習	2		
臨床病態解析学演習	1		
基礎薬学演習Ⅰ	1		
基礎薬学演習Ⅱ	1		
基礎薬学演習Ⅲ	1		
基礎薬学演習Ⅳ	2		
基礎薬学演習Ⅴ	1		
事前実務実習	4		
病院実務実習	10		
薬局実務実習	10		
実務実習事後演習	1		
薬学特別演習Ⅰ	1		

薬学特別演習Ⅱ		2	
総合薬学演習	1		
卒業研究	4		

2. 危機管理学部の授業科目、単位数及び必修科目、選択科目、自由科目の別は、次の通りである。

①危機管理学部 危機管理学科

授業科目	必修科目 単位数	選択科目単位数	自由科目単位数
危機管理学入門	2		
危機管理と社会制度		2	
国際協力論		1	
救命救助法入門	1		
消防と防災	2		
教養ゼミナール	1		
キャリアデザインⅠ	1		
キャリアデザインⅡ	1		
就業力育成特論		2	
ボランティア活動		1	
無人航空機概論		1	
無人航空機操縦実習		1	
日本語基礎Ⅰ			1
日本語基礎Ⅱ			1
デジタル日本語			1
経済原論		2	
社会心理学		2	
災害情報論入門		2	
防災教育論		2	
危機管理関連法規		2	
リスク認知論		2	
リスク・コミュニケーション		2	
情報リテラシー	2		
情報社会とセキュリティ		2	
自然災害論		2	
安全保障学入門		1	
基礎統計学		2	
基礎数学		2	
基礎数学演習		2	
地球環境保全概論	1		
社会調査法		2	
地理情報システム論		2	
起業論Ⅰ		2	
起業論Ⅱ		2	
起業演習		1	
論文作成	2		
専門文献講読	2		
危機管理国際関係論		2	
経済情勢		2	
経済危機論		2	
保険学		2	
企業経営危機論Ⅳ		2	
安全管理学		2	

人間行動学		2	
災害心理学		2	
ヒューマンエラーの心理学		2	
行政システム論		2	
危機管理政策論		2	
警察学概論		1	
消防学概論		1	
財政学		2	
現代社会分析		2	
安全保障組織論		2	
市民防災論		2	
災害対策論		2	
意志決定の科学		2	
科学捜査		2	
警察演習		1	
犯罪学		2	
警察法		2	
安全保障概論Ⅰ		2	
安全保障概論Ⅱ		2	
出入国管理政策論		2	
総合教養Ⅰ		2	
総合教養Ⅱ		2	
総合教養Ⅲ		2	
総合教養Ⅳ		2	
法学特別講義Ⅰ		2	
法学特別講義Ⅱ		2	
法学特別講義Ⅲ		2	
法学特別講義Ⅳ		2	
経済学特別講義Ⅰ		2	
経済学特別講義Ⅱ		2	
総合演習Ⅰ		2	
総合演習Ⅱ		2	
地球環境保全論Ⅰ		2	
地球環境保全論Ⅱ		2	
地球環境対策論		2	
金融リスク管理論		2	
企業経営危機論Ⅰ		2	
企業経営危機論Ⅲ		2	
会計原理		2	
簿記論		2	
企業経営危機論Ⅱ		2	
特別ビジネス講義		2	
危機管理学研究法Ⅰ	1		
危機管理学研究法Ⅱ	1		
危機管理学特講Ⅰ	1		
危機管理学特講Ⅱ	1		
危機管理学演習Ⅰ	1		
危機管理学演習Ⅱ	1		
卒業研究	8		

②危機管理学部 保健医療学科

授業科目	必修科目 単位数	選択科目単位数	自由科目単位数
------	-------------	---------	---------

危機管理学入門	2			
危機管理と社会制度		2		
国際協力論		1		
救命救助法入門	1			
消防と防災	2			
教養ゼミナール	1			
キャリアデザインⅠ	1			
キャリアデザインⅡ	1			
就業力育成特論		2		
ボランティア活動		1		
無人航空機概論		1		
無人航空機操縦実習		1		
日本語基礎Ⅰ				1
日本語基礎Ⅱ				1
デジタル日本語				1
基礎数学		2		
応用数学		2		
応用数学演習		2		
理工学数学演習		2		
物理学Ⅰ		2		
物理学Ⅱ		2		
化学Ⅰ		2		
化学Ⅱ		2		
生物学Ⅰ	2			
生物学Ⅱ		2		
情報リテラシー	2			
基礎統計学		2		
医学・公衆衛生学概論		2		
解剖学		2		
生理学		2		
生化学		2		
病理学		2		
微生物学概論		2		
免疫学概論		2		
薬理学・病態薬理学		2		
栄養学・臨床栄養学		2		
チーム医療概論		2		
臨床支援技術学		2		
臨床支援技術学演習		1		
看護学概論		2		
医療安全管理学		2		
医療安全管理学実習		1		
放射線医学		1		
医用工学・情報科学概論		2		
医用工学実習		1		
医療専門職連携導入		1		
生理学実習		1		
生化学実習		1		
臨床病態学Ⅰ		1		
臨床病態学Ⅱ		1		
臨床病態学Ⅲ		1		
解剖学実習		1		
病理検査学		2		

病理検査学実習	1		
病理検査学演習	1		
血液検査学	2		
血液検査学実習Ⅰ	1		
血液検査学実習Ⅱ	1		
血液検査学演習	1		
一般検査学・寄生虫検査学	2		
一般検査学・寄生虫検査学実習	1		
生化学検査学Ⅰ	2		
生化学検査学Ⅱ	2		
生化学検査学実習	1		
生化学検査学・免疫検査学演習	1		
微生物検査学Ⅰ	2		
微生物検査学Ⅱ	2		
微生物検査学実習	1		
微生物検査学演習	1		
免疫検査学	2		
免疫検査学実習	1		
臨床検査医学総論	2		
生理検査学Ⅰ	2		
生理検査学Ⅱ	2		
生理検査学Ⅲ	2		
生理検査学実習Ⅰ	1		
生理検査学実習Ⅱ	1		
生理検査学演習Ⅰ	1		
生理検査学演習Ⅱ	1		
遺伝子関連・染色体検査学	2		
遺伝子関連・染色体検査学実習	1		
輸血・移植検査学	2		
輸血・移植検査学実習	1		
輸血・移植検査学演習	1		
検査機器総論	2		
検査管理総論	2		
検査精度管理論	2		
臨床検査総合演習Ⅰ	1		
臨床検査総合演習Ⅱ	1		
医療関係法規	2		
臨床細胞学総論Ⅰ	2		
臨床細胞学総論Ⅱ	3		
臨床細胞学総論Ⅲ	3		
臨床細胞学実習	1		
細胞診断学実習Ⅰ	3		
細胞診断学実習Ⅱ	3		
細胞診断学実習Ⅲ	3		
細胞診断学特別実習Ⅰ	3		
細胞診断学特別実習Ⅱ	3		
総合教養Ⅰ	2		
総合教養Ⅱ	2		
総合教養Ⅲ	2		
総合教養Ⅳ	2		
臨地実習前技能修得到達度評価	1		
臨床検査臨地実習	11		
電気・電子工学Ⅰ	2		

電気・電子工学Ⅱ	2		
電気・電子工学実験Ⅰ	1		
電気・電子工学実験Ⅱ	1		
医用機械工学	2		
生体物性工学	2		
医用材料工学	2		
計測工学	2		
システム工学	2		
医用機器学概論Ⅰ	2		
医用機器学概論Ⅱ	2		
医用治療機器学	2		
医用治療機器学実習	1		
医用生体計測装置学	2		
医用生体計測装置学実習	1		
生体機能代行装置学Ⅰ	2		
生体機能代行装置学実習Ⅰ	1		
生体機能代行装置学Ⅱ	2		
生体機能代行装置学実習Ⅱ	1		
生体機能代行装置学Ⅲ	2		
生体機能代行装置学実習Ⅲ	1		
生体機能代行装置学総合演習Ⅰ	2		
生体機能代行装置学総合演習Ⅱ	2		
医用機器安全管理学Ⅰ	2		
医用機器安全管理学Ⅱ	2		
医用機器安全管理学実習	1		
臨床実習前後技能知識到達度評価	2		
臨床工学臨床実習	5		
基礎医学演習	2		
理工学演習Ⅰ	2		
理工学演習Ⅱ	2		
医療機器学演習	1		
AIと融合演習Ⅰ	2		
AIと融合演習Ⅱ	2		
臨床工学総合演習Ⅰ	2		
臨床工学総合演習Ⅱ	2		
臨床内科学Ⅰ	1		
臨床内科学Ⅱ	1		
臨床内科学Ⅲ	1		
臨床内科学Ⅳ	1		
臨床内科学Ⅴ	1		
臨床内科学Ⅵ	1		
臨床内科学Ⅶ	1		
臨床内科学Ⅷ	1		
臨床内科学Ⅸ	1		
救急医学概論Ⅰ	1		
救急医学概論Ⅱ	1		
医学検査	1		
救急処置総論	2		
救急処置各論	2		
救急・災害医療	1		
一般救急救命	1		
臨床外科学Ⅰ	2		
臨床外科学Ⅱ	2		

臨床外科学Ⅲ		1	
臨床外科学Ⅳ		1	
小児科学		1	
産婦人科学		1	
整形外科		1	
脳外科学		1	
精神医学		1	
シミュレーションⅠ		3	
シミュレーションⅡ		3	
シミュレーションⅢ		3	
シミュレーションⅣ		2	
シミュレーションⅤ		2	
救急海外研修		2	
救急車同乗実習		2	
病院内実習		10	
救急車同乗実習		3	
救急救命学総合演習Ⅰ		2	
救急救命学総合演習Ⅱ		2	
総合演習Ⅰ		2	
総合演習Ⅱ		2	
課題研究		4	
卒業研究		8	

③危機管理学部 航空技術危機管理学科

授業科目	必修科目 単位数	選択科目単位数	自由科目単位数
危機管理学入門	2		
危機管理と社会制度		2	
国際協力論		1	
救命救助法入門	1		
消防と防災	2		
教養ゼミナール	1		
キャリアデザインⅠ	1		
キャリアデザインⅡ	1		
就業力育成特論		2	
ボランティア活動		1	
無人航空機概論		1	
無人航空機操縦実習		1	
日本語基礎Ⅰ			1
日本語基礎Ⅱ			1
デジタル日本語			1
航空技術危機管理概論		2	
航空技術概論		2	
航空技術危機管理基礎		2	
航空技術の基礎		2	
航空技術危機管理特別実習		1	
自然災害論		2	
リスク認知論		2	
想像ものづくり実験	2		
物理学Ⅰ		2	
物理学Ⅱ		2	
物理学実験		1	
情報リテラシー	2		

基礎数学	2		
基礎数学演習	2		
実用数学	2		
実用数学演習	2		
応用数学	2		
応用数学演習	2		
基礎統計学	2		
応用統計学	2		
気象学	2		
無線通信	2		
無線工学	2		
無線法規	2		
流体力学及び演習	3		
熱力学及び演習	3		
材料力学及び演習	3		
機械力学及び演習	3		
安全設計	2		
材料学	2		
図学・製図	2		
CAD演習基礎	2		
CAD演習応用	2		
スピーチコミュニケーションⅠ（英語）	2		
スピーチコミュニケーションⅡ（英語）	2		
スピーチコミュニケーションⅢ（英語）	2		
スピーチコミュニケーションⅣ（英語）	2		
実務英会話Ⅰ	2		
実務英会話Ⅱ	2		
実務英会話Ⅲ	2		
実務英会話Ⅳ	2		
航空英語Ⅰ	2		
航空英語Ⅱ	2		
航空英語Ⅲ	2		
人間工学	2		
電気電子工学基礎	2		
安全機械工学基礎	2		
安全機械工学応用	2		
安全機械工学演習	1		
プログラミング実習	2		
安全機構学	2		
資源エネルギー論	2		
動力の安全制御	2		
原動機基礎	2		
原動機応用	2		
軽構造機器の構造と設計	2		
安全機械制御演習	2		
危機管理工学実験	3		
構造実習	2		
発動機実習	2		
空気力学	2		
航空工学	2		
航空工学演習	2		
航空整備総合演習	2		
ドローン工学論	2		

ドローン情報処理		2	
ドローン製作実習		2	
ドローン操縦実習		2	
ドローン管制		2	
航空機運航学概論		3	
航空機運航の原理と応用		3	
航空業務概論		2	
航空マネジメント概論		2	
航空・空港学概論Ⅰ		2	
航空・空港学概論Ⅱ		2	
航空・空港学概論Ⅲ		4	
ホスピタリティ概論		2	
ホスピタリティ基礎		2	
航空救命救助概論		2	
航空機運航と航空安全		4	
大型機のライン運航と整備		4	
航空法規		2	
航空操縦学入門		4	
航空航法		4	
航空機の取扱い		4	
事業用航空機の取扱い		4	
計器飛行		1	
計器飛行総合演習		4	
航空概論Ⅰ		2	
航空概論Ⅱ		2	
クルー・リソース・マネジメント		2	
J E T機運航概論		2	
航空機性能		2	
航空機の運航と整備		2	
操縦実習初級		4	
操縦実習中級		4	
操縦実習上級		4	
事業用操縦実習		6	
計器飛行実習総合		4	
操縦実習総合		4	
操縦学総合演習		4	
F T D操縦実習基礎		2	
F T D操縦実習Ⅰ		1	
F T D操縦実習Ⅱ		2	
航空技術ゼミナール	2		
卒業研究	8		

④危機管理学部 動物危機管理学科

授業科目	必修科目 単位数	選択科目単位数	自由科目単位数
危機管理学入門	2		
危機管理と社会制度		2	
国際協力論		1	
救命救助法入門	1		
消防と防災	2		
教養ゼミナール	1		
キャリアデザインⅠ	1		
キャリアデザインⅡ	1		
就業力育成特論		2	
ボランティア活動		1	
無人航空機概論		1	
無人航空機操縦実習		1	
日本語基礎Ⅰ			1
日本語基礎Ⅱ			1
デジタル日本語			1
基礎数学		2	
基礎数学演習		2	
物理学Ⅰ		2	
物理学Ⅱ		2	
化学Ⅰ		2	
化学Ⅱ		2	
基礎生物学Ⅰ		2	
基礎生物学Ⅱ		2	
生物学Ⅰ		2	
生物学Ⅱ		2	
地学Ⅰ		2	
地学Ⅱ		2	
情報リテラシー	2		
物理学実験		1	
化学実験		1	
生物学実験	1		
地学実験		1	
基礎統計学		2	
応用統計学		2	
起業論Ⅰ		2	
起業論Ⅱ		2	
起業演習		1	
動物危機管理入門Ⅰ	1		
動物危機管理入門Ⅱ	1		
生物多様性保全学		2	
病原体の科学		2	
動物感染症概論		2	
人獣共通感染症学		2	
動物学	2		
医学・公衆衛生学概論		2	
産業動物学		2	
家畜育種学		2	
畜産物利用学		2	
総合教養Ⅰ		2	
総合教養Ⅱ		2	

動物機能形態学		2	
動物機能形態学実習		1	
動物疾病学		2	
動物生理学		2	
機器分析学		2	
動物関連法規	2		
動物危機管理実習	2		
動物看護学入門Ⅰ		1	
動物看護学入門Ⅱ		1	
応用動物看護学		2	
動物適正飼養実習	2		
動物看護学実習Ⅰ		1	
動物行動学実習		1	
動物危機管理演習Ⅰ	1		
動物危機管理演習Ⅱ	1		
動物危機管理総合演習	1		
災害動物看護学		1	
食品安全の科学		2	
実験動物学概論		1	
実験動物学Ⅰ		2	
実験動物学Ⅱ		2	
実験動物学実習		1	
水生動物学実習Ⅰ		1	
水生動物学実習Ⅱ		1	
動物行動学		2	
生態学		2	
動物園動物管理学		2	
動物繁殖学		2	
動物外科実習		1	
トキシコロジーⅠ		2	
毒性学実習		1	
海洋動物学		2	
生物海洋学		2	
アクアテクノロジーⅠ		2	
アクアテクノロジーⅡ		2	
海洋の科学		2	
ダイビング実習		1	
動物臨床検査学実習Ⅰ		1	
野生動物管理学		2	
動物福祉論		1	
動物薬理学		2	
愛玩動物飼育管理論		2	
獣医療面接		1	
動物内科看護学		2	
動物外科看護学		2	
動物看護学		2	
臨床動物看護学		2	
動物看護学実習Ⅱ		1	
動物基礎栄養学		2	
動物臨床栄養学		2	
動物臨床検査学		2	
動物臨床検査学実習Ⅱ		1	
動物病理学		2	

野生動物管理学実習		1	
産業動物飼育実習		1	
簿記論		2	
会計原理		2	
ヒューマンエラーの心理学		2	
特別ビジネス講義		2	
企業経営危機論Ⅰ		2	
企業経営危機論Ⅱ		2	
企業経営危機論Ⅲ		2	
企業経営危機論Ⅳ		2	
動物実務実習		2	
動物看護総合実習		2	
卒業研究	8		

3. 看護学部 の授業科目、単位数及び必修科目、選択科目、自由科目の別は、次の通りである。

①看護学部 看護学科

授業科目	必修科目 単位数	選択科目単位数	自由科目単位数
からだの構造と機能Ⅰ（解剖学）	1		
からだの構造と機能Ⅱ（生理学）	2		
からだの構造と機能演習	1		
健康の回復促進Ⅰ（病態治療学総論）	2		
健康の回復促進Ⅱ（薬理学）	2		
いのちのしくみⅠ（生化学）	1		
いのちのしくみⅡ（微生物学）	1		
こころを科学するⅠ（発達心理学）	2		
こころを科学するⅡ（人間関係論）	2		
いのちと生活Ⅰ（栄養学）	2		
いのちと生活Ⅱ（疫学）	2		
いのちと生活Ⅲ（生活と危機管理）	2		
いのちと生活Ⅳ（薬と危機管理）		1	
健康と社会の仕組みⅠ（保健医療福祉行政論）	4		
健康と社会の仕組みⅡ（保健医療統計）	2		
健康と社会の仕組みⅢ（情報危機管理）	2		
医療専門職連携導入		1	
基盤看護学概論	2		
看護理論	2		
基盤看護技術論Ⅰ（生活の援助技術）	2		
基盤看護技術論Ⅱ（フィジカルアセスメントⅠ）	1		
基盤看護技術論Ⅲ（診療の援助技術）	2		
基盤看護技術論Ⅳ（看護過程・フィジカルアセスメントⅡ）	2		
基盤看護学実習Ⅰ	1		
基盤看護学実習Ⅱ	2		
生涯発達看護論	2		
小児病態治療学	1		
母性病態治療学	1		
小児看護援助論Ⅰ	1		
小児看護援助論Ⅱ	1		
母性看護援助論Ⅰ	1		
母性看護援助論Ⅱ	1		
小児看護学演習	1		

母性看護学演習	1			
小児看護学実習	2			
母性看護学実習	2			
病態治療学Ⅰ	1			
病態治療学Ⅱ	1			
病態治療学Ⅲ	1			
急性期看護援助論Ⅰ	1			
急性期看護援助論Ⅱ	1			
慢性期看護援助論Ⅰ	1			
慢性期看護援助論Ⅱ	1			
老年看護援助論Ⅰ	1			
老年看護援助論Ⅱ	1			
リハビリテーション看護学	1			
急性期看護学演習	1			
慢性期看護学演習	1			
リハビリテーション・ターミナル期演習	1			
リハビリテーション・ターミナル期実習	3			
急性期看護学実習	2			
慢性期看護学実習	2			
療養生活支援実習	1			
精神看護学概論	1			
精神病態治療学	1			
精神看護援助論Ⅰ	1			
精神看護援助論Ⅱ	1			
精神看護学演習	1			
精神看護学実習	2			
地域包括ケア概論	1			
地域フィールドワーク実習	1			
地域危機管理看護学実習	1			
在宅看護学概論	2			
公衆衛生看護学概論Ⅰ	1			
公衆衛生看護学概論Ⅱ		2		
在宅看護援助論Ⅰ	1			
在宅看護援助論Ⅱ	1			
公衆衛生看護方法論Ⅰ	2			
公衆衛生看護方法論Ⅱ		2		
公衆衛生看護方法論Ⅲ		2		
公衆衛生看護方法論Ⅳ		2		
公衆衛生看護技術演習Ⅰ		2		
公衆衛生看護技術演習Ⅱ		2		
在宅看護学演習	1			
在宅看護学実習	2			
公衆衛生看護学実習Ⅰ		1		
公衆衛生看護学実習Ⅱ		2		
公衆衛生看護学実習Ⅲ		2		
災害看護学		1		
リスクマネジメント論		1		
感染看護学		1		
国際看護学		1		
看護管理学		1		
看護倫理学	1			
家族看護学		1		
看護学教育		1		

危機管理看護学演習		1	
看護研究方法論	1		
卒業研究	2		
統合看護セミナー	1		
統合実習	2		

別表Ⅱ－（２）削除

別表Ⅱ－（３）（学芸員に関する専門科目）

①博物館に関する科目

授業科目	必修科目 単位数	選択科目単位数
生涯学習論	2	
博物館概論	2	
博物館経営論	2	
博物館資料論	2	
博物館資料保存論	2	
博物館展示論	2	
博物館教育論	2	
博物館情報・メディア論	2	
博物館実習Ⅰ	2	
博物館実習Ⅱ	1	

別表Ⅲ

(科目等履修生の検定料・入学金及び履修料)

薬学部

(単位：円)

検 定 料	入 学 金	1 単位当たりの履修料	
		講義・演習科目	実験・実習科目
12,000	30,000	25,000	30,000

危機管理学部

(単位：円)

検 定 料	入 学 金	1 単位当たりの履修料	
		講義・演習科目	実験・実習科目
12,000	25,000	19,000	24,000

別表 IV（入学検定料・入学金及び授業料等）

1. 入学検定料 35,000円
但し、大学入学共通テスト利用は、20,000円とする。
2. 入学金 薬学部 300,000円
危機管理学部 250,000円
看護学部 250,000円
3. 授業料・その他納付金

（単位：円）

年度	区分	授業料	その他納付金	
			実験・実習費	施設設備費
令和3年度生以降	薬学部 薬学科	1,220,000	200,000 ※260,000	450,000
	危機管理学部 危機管理学科	787,500	52,500	210,000
	危機管理学部 保健医療学科	892,500	210,000	367,500
	危機管理学部 航空技術危機管理学科 航空マネジメントコース 上記以外のコース	787,500 892,500	52,500 210,000	210,000 367,500
	危機管理学部 動物危機管理学科	892,500	210,000	367,500
	看護学部 看護学科	892,500	420,000	367,500
平成31・令和2年度生	薬学部 薬学科	1,220,000	200,000 ※260,000	450,000
	危機管理学部 危機管理学科	750,000	50,000	200,000
	危機管理学部 保健医療学科	850,000	200,000	350,000
	危機管理学部 航空技術危機管理学科	850,000	200,000	350,000
	危機管理学部 動物危機管理学科	850,000	200,000	350,000
	看護学部 看護学科	850,000	400,000	350,000
平成29・30年度生	薬学部 薬学科	1,220,000	200,000 ※260,000	450,000
	薬学部 生命薬科学科	900,000	200,000	350,000
	危機管理学部 危機管理システム学科	850,000	100,000	350,000
	危機管理学部 環境危機管理学科	850,000	150,000	350,000
	危機管理学部 医療危機管理学科	850,000	200,000	350,000
	危機管理学部 航空技術危機管理学科	850,000	200,000	350,000
	危機管理学部 動物危機管理学科	850,000	200,000	350,000
	看護学部 看護学科	850,000	400,000	350,000

平成 26・ 27・ 28 年度生	薬学部 薬学科	1,220,000	200,000 ※260,000	450,000
	薬学部 生命薬科学科	900,000	200,000	350,000
	危機管理学部 危機管理システム学科	850,000	100,000	350,000
	危機管理学部 環境危機管理学科	850,000	150,000	350,000
	危機管理学部 医療危機管理学科	850,000	200,000	350,000
	危機管理学部 工学技術危機管理学科	850,000	200,000	350,000
	危機管理学部 動物危機管理学科	850,000	200,000	350,000
	看護学部 看護学科	850,000	400,000	350,000
平成 25 年度生	薬学部 薬学科	1,220,000	200,000 ※260,000	450,000
	薬学部 生命薬科学科	900,000	200,000	350,000
	危機管理学部 危機管理システム学科	850,000	100,000	350,000
	危機管理学部 環境危機管理学科	850,000	150,000	350,000
	危機管理学部 医療危機管理学科	850,000	200,000	350,000
	危機管理学部 工学技術危機管理学科	850,000	200,000	350,000
	危機管理学部 動物危機管理学科	850,000	200,000	350,000

※ 2年次より徴収